

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年十二月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年十月六日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 百二十八 一から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 百二十八―六まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 千四百九 十一―四から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小 六 千四百九十一―一まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 千四百九 十一―一から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小 六 千四百九十一―一まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十九・〇〇</p> <p>七・八〇</p> <p>四・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>四・〇〇</p>

指定番号	
指定に係る道路の種類	
指定の年月日	
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 七十四―二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 八十一―九まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山 三百九十二―二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 八十三―一まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山 三百九十七―七から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山 三百九十六―一まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十七・〇〇</p> <p>三十四・六六</p> <p>三十三・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇〇から</p> <p>六・五〇</p> <p>五十五・五〇から</p> <p>五十六・二〇</p> <p>九・〇〇</p>

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
保 千五百二十七―三まで	指定に係る道路の位置 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山 三百九十 九―二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久
	指定に係る道路の延長 (単位メートル) 十一・〇〇
	指定に係る道路の幅員 (単位メートル) 五・〇〇